## 「ホルムアルデヒド発散等級表示規程 第13条(費用)」に関する、申請登録等の費用を定める付則

## (登録・更新費用) (以下の金額は消費税別の金額とする)

- 第1条 ホルムアルデヒド発散等級表示規定第13条の登録及び更新の費用は、
  - 10万円/50件/3年(登録年度を含む3会計年度)とする。
  - 一 1件から50件までを1グループとし、以下1グループ(50件)毎に10万円とする。
  - 二 最初の登録後に追加登録が有った場合、50件を超えない分については料金の追加は しない。
  - 三 登録の有効期限が終了して更新(継続申請)を行う場合も上記と同じ条件とする。但し、 更新時に登録抹消したものについては件数にカウントしない。
  - 四 登録費用の支払いは、初年度3.4万円、次年度3.3万円、最終年度3.3万円とする。
  - 五 新規登録日が年度上期(4月1日から9月30日)の場合は、初年度3.4万円とするが、 年度下期(10月1日から3月31日)の場合は、初年度1.7万円に減額する。

《振込先》みずほ銀行 日本橋支店 普通預金 1555598

一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会

## 改訂履歴

年月日	理由	内容
2023年4月1日	付則2として、規程本体から分離	・内容に変更無し